

192 経済審議会建議教育改善に関する件に付通牒

〔昭和三年十二月〕

閣甲第二五五号	起	昭和三年十二月二十六日	裁可	年月日
案	行	昭和三年十二月二十八日	決定	年月日

内閣総理大臣	花押	内閣書記官長	花押
外務大臣	花押	文部大臣	花押
内務大臣	花押	農林大臣	花押
大蔵大臣	花押	商工大臣	花押
		司法大臣	花押
		海軍大臣	花押
		陸軍大臣	花押
		通信大臣	花押
		鉄道大臣	花押

(注記1) 別紙経済審議会建議
教育改善ニ関スル件

右供覧

通牒案

(加筆・朱書) (加筆・朱書) (加筆・朱書)
〔昭和三年(十二月二十八)日〕

内閣書記官長

文部大臣宛

別紙経済審議会建議教育改善ニ関スル件貴省関係事項ニ付依命
及回付候

昭和三年十二月二十六日

経済審議会会長男爵 田中義一 印

内閣総理大臣男爵 田中義一殿
教育改善ニ関スル件

方今教育ノ機関概ニ備ハリ其ノ体系略整ヒタルガ如キモ其ノ実
際ヲ顧レバ学制ノ編成及教科ノ内容動モスレバ社会ノ推移ニ基
ク実世間ノ要求ニ伴ハザルノ傾キアリ、近時学校卒業生ノ職ニ
就キ業ヲ獲ルコト益々困難ヲ如ヘ延テハ其ノ思想ヲ矯激ナラシ
メ一般思潮ノ不安ヲ醸成スルノ因ヲ為ス懸念少シトセズ、斯ノ
(注記2) 如キモ蓋シ一面ニ於テ理論ニ走セ形式ニ泥ミ国民生活ノ實際ト
ノ調和ニ欠クル所アルニ因ラズンバアラス、乃チ左ノ数項ノ如
キハ時弊ニ鑑ミ教育制度ニ関シ改善ノ喫緊トスル事項ナリト認
ムルヲ以テ政府ハ之ニ就キ尚調査ヲ遂ゲ速ニ其ノ実行ヲ図リ以
テ健全有為ナル国民ノ薫育ニ付遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望
ム

第一 現在ノ学制ハ一面ニ於ケル教育ニ過大ノ希望ヲ囑シテ社
会ニ於ケル教育ノ真価ノ重大ナルヲ輕視スルノ誹リヲ免レズ
他面ニ於テ実務者ノ養成機関ト學術ノ研究機関トヲ混同スル
ノ嫌ヒナシトセズ依テ大体左ノ如キ趣旨ニ依リ之ガ整理ヲ実
行スルヲ以テ時宜ニ適セリトス

一 一般国民教育ノ階梯ハ之ヲ小学及中学ノ二トシ其ノ修学
年限ハ之ヲ小学ハ六年、中学ハ五年トスルコト、但シ各階
梯ニ対スル適當ナル名称ニ付特ニ考慮スルコト

二 小学ノ課程ヲ終リテ直ニ実務ニ就ク者ニ対シ実業補習学
校ヲ置キ其ノ修学年限ヲ概ネ二年トスルコト

三 中学程度ノ教育ヲ以テ実務ニ就カントスル者ニ対シ簡易

ナル専門的職業教育ヲ旨トスル実業学校ヲ置キ、其ノ修学年限ヲ概ネ三年乃至五年トスルコト

四 一般国民教育ノ階梯ヲ終リタル者及実業学校ノ卒業生ニシテ更ニ専門ノ教育ヲ受ケントスル者ニ対シ大学ヲ置キ其ノ年限ヲ概ネ三年又ハ四年トスルコト

五 大学卒業後更ニ特別ニ學術ノ研究ヲ為サントスル者ニ対シ大学ニ研究機關ヲ設クルコトヲ得シムルコト

備考 現在ノ大学及各種専門学校ハ総テ之ヲ大学トシ、高等学校ハ地方ノ事情ニ応ジ中学又ハ大学ニ改メ高等

小学校ハ概ネ実業補習学校ト為スベシ

第二 教育内容ノ現状ハ特ニ小学及中学ニ於テ其ノ教科ノ配列及内容画一ニ流レ其ノ種目亦多岐ニ過ギ生徒ニ過重ノ負担ヲ課シ却テ何レノ科目ニ付テモ徹底シタル教育ヲ期シ得ザルノ憾アリ、此等ノ弊ヲ矯メ必修教科ノ種目ハ德育体育ノ外基礎的学科ノ小数ノ範圍ニ止メ其ノ配列内容ニ付テモ成ルべく地方ノ事情ト四圍ノ環境トニ応ジテ取捨選択ノ余裕ヲ与フルト共ニ勞務ニ服スルノ素質ト慣習トヲ養フヲ旨トシ国民ノ實際生活ニ適合シタル教育ヲ施スベシ

第三 実業補習教育ノ機關ハ益々之ガ普及徹底ヲ図ルノ必要アリ、而シテ其ノ教育ニ付テハ特ニ地方ノ實際ニ適應スルコトヲ旨トシ実務ノ余暇ヲ利用スルコトヲ念トシテ、家事、実業ニ関スル知識習練ヲ与フルト共ニ公民訓練ニ必要ナル教育ヲ施スヲ主眼トスルコトヲ要ス

第四 学校ノ教師ハ広ク人材ヲ実社会ニ求め実業科目等ニ付テ

ハ実務ノ経験ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ奨励スベシ
第五 学校ノ建築及其ノ設備ニ関シテモ画一ヲ避ケ華美ヲ戒メ之ガ為徒ニ地方財政ニ過重ナル負担ヲ課シ生徒ニ奢侈ノ風ヲ馴致スルガ如キ弊無カラシムベシ

第六 図書館、博物館、動植物園等ノ施設ヲ普及充実セシメ各種ノ講演会、講習会ノ開催等ヲ奨励シ学校以外ニ於テ知識技術ヲ十分ニ習得スルノ機会ヲ多カラシムベシ
右建議ス

理由

時運ノ進展ト社会ノ現状トニ鑑ミ社会政策上乃至經濟政策上ノ見地ニ於テ広ク教育ノ改善ヲ図ルヲ以テ緊急ノ要務ナリト認ムルニ由ル

〔注記1〕

〔朱書〕〔十一〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記2〕

〔朱書〕〔閣甲二二五〕

〔昭和三年 公文雜纂 各種委員會 調査會諮問答申 卷一ノ二止〕
2A, 14, 1802